

【令和4年度～令和8年度】

尾道教育 総合推進計画

尾道市中学校リーダー研修会
マスコットキャラクター
「おのにゃん」

尾道に愛着と誇りを持ち グローバルに躍動する人づくり

目 次

第1章 計画の概要

- 1 策定の趣旨 2
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 3
- 4 計画の進行管理 3

第2章 尾道市の教育の現状と課題

- 1 尾道市の教育を取り巻く状況 4
- 2 これまでの尾道市の教育施策の成果と課題 8

第3章 基本理念について

- 1 基本理念 13
- 2 基本理念を構成する教育政策の柱 13

第4章 施策の展開について

- 1 施策体系 15
- 2 分野ごとの施策 17

資料編

- 1 関連計画等 47
- 2 用語解説 49

第1章 計画の概要

尾道教育総合推進計画

基本理念

尾道に愛着と誇りを持ち グローバルに躍動する人づくり

政策の柱1 夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成

- 施策目標1 確かな学力の育成
- 施策目標2 豊かな心の育成
- 施策目標3 健やかな体の育成
- 施策目標4 信頼される学校づくり
- 施策目標5 安全・安心で良好な学校施設の整備

政策の柱2 人生100年時代に、学び続け活躍できる人材の育成

- 施策目標1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
- 施策目標2 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- 施策目標3 歴史・文化・芸術の継承と創造



尾道市中学校リーダー研修会
マスコットキャラクターおのにゃん

1 策定の趣旨

本市では、平成 29 年 3 月に教育の振興のための施策に関する基本的計画として、「尾道教育総合推進計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、「尾道に愛着と誇りを持ち グローバルに躍動する人づくり」をスローガンに、学校教育、教育支援、学校施設整備、生涯学習・スポーツ、歴史・文化・芸術の 5 つの政策の柱の下に、尾道の教育の更なる充実、発展に取り組んできました。

この間、少子高齢化やグローバル化、ICTをはじめとする様々な分野での技術革新など、社会経済情勢の急速な変化が生じ、将来予測の困難な時代となってきています。こうした現代社会を生き抜くために、教育行政においても子どもたちの「生きる力」を更に伸ばし、夢や志を持ちつつ、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に活動し、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが求められています。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、学びを充実・発展させることや、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、リカレント教育をはじめとした生涯にわたる学びを通して、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を地域社会など様々な場面で発揮して、一人一人が夢や生きがいを持ち、誰もが活躍できる社会の実現が望まれます。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、市民の生活様式は大きな変化を余儀なくされ、社会全体で「新たな日常」への対応が求められています。

こうした教育課題への対応が求められる中、前計画の計画期間が令和 3 年度で終了することから、社会状況の変化や国の動向、これまでの本市の教育施策の取組状況と課題等を踏まえ、これからの時代における本市教育の基本理念や目指すべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と生涯学習が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、「尾道教育総合推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「尾道市教育大綱（令和 4 年度～令和 8 年度）」（以下「教育大綱」という。）を踏まえて策定しています。

また、本計画は、本市の最上位計画である「尾道市総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）」（以下「総合計画」という。）に基づき、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を実現するための教育分野における部門別の計画として、教育施策を推進します。

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
尾道市総合計画	基本構想	→				
	基本計画	←				
尾道市教育大綱		←				
尾道教育総合推進計画		←				

4 計画の進行管理

本計画に掲げた施策を推進するためには、「企画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」というPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行っていきます。

PDCAサイクルにおける評価（Check）においては、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））に留意しつつ、わかりやすい指標を設定します。

各年度の取組状況の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき行うこととし、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、取組状況と成果、課題及び改善の方向性を適切に開示します。その際、教育に関し学識を有する方々から、点検及び評価の内容等について意見をいただき、施策・事業の取組に生かし、教育行政を推進してまいります。

こうした点検・評価を行った上で、課題等を把握しながら、施策・事業の適切な見直しをします。

第2章 尾道市の教育の現状と課題

1 尾道市の教育を取り巻く状況

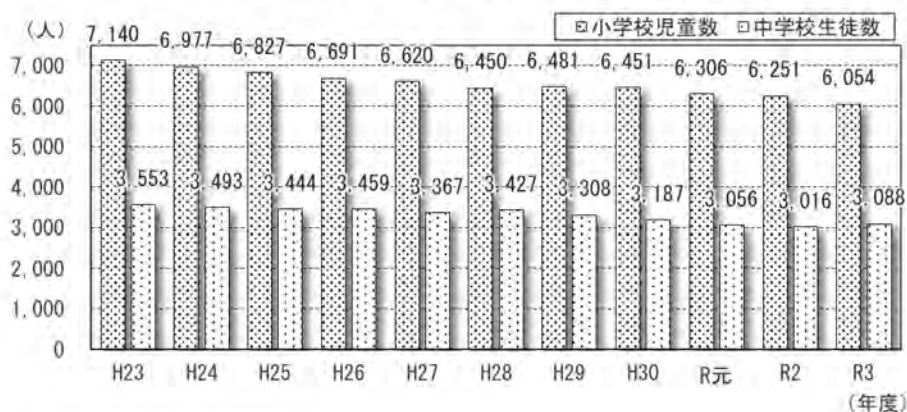
(1) 現実化する人口減少、少子高齢化

本市の人口は、継続的に減少しており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

直近10年間の小学校児童数、中学校生徒数の推移をみると、小学校児童数は10年前と比較して約1,100人減少しており、中学校生徒数は同約500人減少しています。

近年の出生数をみると、10年前の900人台から600人台まで減少しており、今後小学校児童数、中学校生徒数は、更に減少することが予想されます。

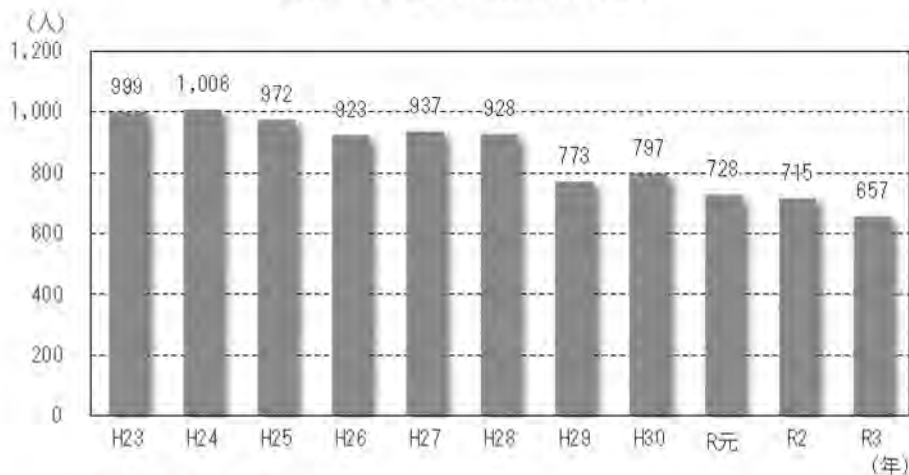
図1 尾道市小学校児童数・中学校生徒数の推移



(注) 数値は公立学校及び私立学校の合計

(資料) 文部科学省「学校基本調査」

図2 尾道市の出生数の推移



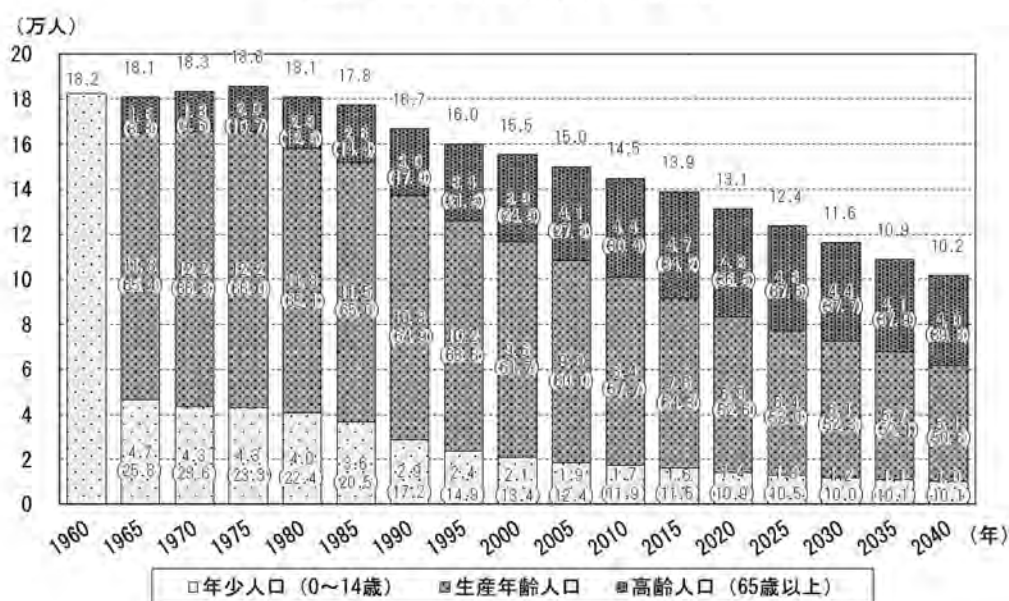
(資料) 尾道市「統計おのみち」

本市の将来人口をみると、2040年に約10万人まで減少し、年少人口比率は10%台まで低下し、高齢人口比率も39%台まで上昇すると予想されます。人口減少と少子高齢化は、人口構造の不安定化を招き、更なる人口減少が進むことが懸念されます。

少子化による児童生徒数の減少は、学校規模の適正化等の課題を生じさせるほか、地域活動単位として機能している小学校区や中学校区の活力低下につながる可能性もあります。

また、大学等への進学や就職、結婚等を契機とする若年層の周辺都市や東京など大都市圏への人口流出傾向も継続しています。若年層の転出超過傾向を転換するためには、進学・就職、居住等の様々な課題の克服が求められます。

図3 年齢3区分別人口の推移



- (注) 1. 2025年以降は推計値
 2. 1960年は年齢3区分の数値が未公表のため総人口のみ掲載
 3. 2020年以前は年齢不詳を按分している
 (資料) 総務省「国勢調査」

(2) 新たな展開を迎えるグローバル社会

情報通信や交通分野での技術革新により、生活圏も広がり、あらゆる場面でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を超えて活性化することで、今後、世界規模で語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けたグローバル人材の獲得競争が一層激化していくことが予想されます。

また、本市の人口が減少する一方で、市内に在留する外国人の数は増加傾向にあります。今後、新型コロナウイルス感染症が終息し、経済活動や国内外の移動が活発化すれば、その傾向は更に強まっていくことが見込まれます。外国人市民の教育や文化・スポーツ活動の支援など、多様な市民ニーズへの対応も求められます。

(3) デジタル技術など先進技術への対応

AI/IoT、5G等の技術革新が進む中、あらゆる分野においてデジタル技術を活用するDX（デジタルトランスフォーメーション）と呼ばれる潮流が到来しています。新たな技術の普及により、これまで実現してこなかった地域課題解決が可能となり、スマートシティの構築が実現し、市民生活の利便性の向上が期待されます。

また、現在の労働の多くの部分がAIやロボット等に代替される可能性がある一方で、これまでになかった仕事生まれることも考えられ、こうした変化に対応する人材の育成が求められます。

教育においても、デジタル技術を活用することにより、学びにおける時間・距離による制約の緩和のほか、個々の児童生徒の興味・関心、学習進度や能力に応じた効果的な学びや支援が容易となるなど、学び方の選択肢が増えていくことが期待されます。

(4) 子どもの貧困の状況

「2019年国民生活基礎調査」によれば、子どもの貧困率は13.5%（平成30年時点）であり、子どもの約7人に1人が相対的貧困状態にあります。家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係がみられることを指摘する研究もあり、子どもの貧困は教育にも大きな影響を与えているものと考えられます。

また、平成29年に広島県が実施した「子供の生活に関する実態調査」では、生活が困難な家庭ほど、「授業の内容がわからない」と感じる児童生徒の割合（「わからない」「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」の合計）が高く、また、「自分のことが好きだ」などの自己肯定感に関する項目で「思う」と答える児童生徒の割合（「とても思う」「思う」の合計）が低いことが明らかになっています。

子どもの貧困の連鎖を断ち切るためには、きめ細やかな教育を提供し、生きる力を備えた人材の育成を推進する必要があります。また、経済的に不安定な家庭に対し、行政・学校・地域の連携によるサポートを更に充実させることも重要です。

(5) 子どもの多様性への対応

学校には、様々な才能を持つ子どもや特別な支援を必要とする子ども、帰国した子どもや外国人の子どもなど、多様な個性や背景を持つ児童生徒が在籍しています。児童生徒の多様な個性を伸ばし、育てていくためには、一斉指導を前提とするカリキュラムだけでは、全ての児童生徒が主体的に学ぶことが難しい場合があります。

個々の子どもの特性をみながら、教育的ニーズを把握し、一人一人の可能性を伸ばしていく必要があります。

（6）全国的に進む「主体的な学び」を促す教育活動

新学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立が求められています。こうした「主体的な学び」を促す教育活動を推進するためには、教職員の資質向上や教育指導に集中できる環境整備が重要となっています。

（7）家庭・地域の環境変化

家庭教育は全ての教育の出発点であるといわれています。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。しかし、三世帯世帯の割合の低下やひとり親世帯の増加、地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を相談できる相手が身近にいない世帯も増加しており、家庭教育の充実を図ることが難しい状況にあります。

また、地域の人々のつきあいが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されています。そのため、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じており、地域コミュニティ機能の再生が求められています。

（8）人生100年時代の到来

医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命や健康寿命は伸び続け、元気な高齢者が地域で活発に活動する状況も生まれています。こうした人生100年時代の到来により、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型人生から、複数のキャリアを渡り歩くマルチステージの人生へと転換していくことが見込まれ、高齢者の学ぶ環境の充実も重要な課題と言えます。

（9）新型コロナウイルス感染症により引き起こされた社会経済環境への対応

新型コロナウイルス感染症は、人々の生命と健康を脅かすとともに、人やモノ（物）の移動を制限し、社会経済活動を著しく減退させました。本市においても、新型コロナウイルス感染症への対応と併せ、新たな感染症が発生することも想定し、学校での学びを止めないためにもICTの活用をはじめ対応に万全を期すことで、学びの保障を図ることが求められています。

政策の柱 1 夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成

① 「確かな学力」の向上

「主体的・対話的で深い学び」の推進では、「学びの変革」推進協議会を開催し、「課題発見・解決学習」に係る授業改善の取組を交流し、各学校での実践・改善につなげるとともに、中学校区単位による相互授業参観と校内研修を実施しました。しかし、施策目標である全国学力・学習状況調査(小6・中3)の県平均と本市の正答率は、ほぼ同程度であり目標達成に至っておらず、更に継続した取組が必要です。今後は、ICT等を活用した個別の学習の充実とともに、15歳の姿をイメージした、育てたい資質・能力を中学校区全体で共有し、授業改善を推進していくことが求められています。

グローバル化に対応した人材育成に向けた国際化・情報化への対応の推進では、中学生全員を対象とした英検I・BAテストの実施やALT(外国語指導助手)の増員などを行ったほか、市内11校の小学校と1校の中学校が、友好交流都市である台湾嘉義市をはじめとする外国の小・中学校と、インターネットを介した交流や、児童生徒作品等を台湾の学校へ送る交流を行いました。今後は、小学校においては、音声に慣れ親しむ活動から「読むこと・書くこと」につなげていく指導方法の改善を進めるとともに、中学校においては、異文化理解・国際交流活動の充実・促進のために、英語による言語活動の時間の割合を増やし、インターネット等を活用した台湾との交流が進むよう働きかけを行っていく必要があります。

また、情報化への対応では、ICTを効果的に活用できる環境の充実を図るため、小・中学校全ての児童生徒が1人1台タブレット端末を利用できるよう整備したほか、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ドリル教材や授業支援ソフトの活用、情報モラル教育の推進に取り組んできました。教員の研修についても多様な内容で支援してきましたが、各学校の教員のICT活用状況には個人差があるほか、SNSに関わる児童生徒のトラブルの発生もみられます。今後は、教員のICT活用スキルの向上への支援や児童生徒の情報モラル教育を更に充実させる必要があります。

特別支援教育の推進では、特別支援教育支援員の配置を進めたほか、療育施設等を利用している保護者を対象に就学に関する情報提供や、教育支援委員会に子育て支援課も参画することで、教育・子育ての連携の強化を図りました。こうした中、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しているほか、教育的ニーズも多様化しており、児童生徒一人一人に対応した教育の提供や保護者の希望に沿った対応の充実が求められています。

② 「豊かな心」の育成

志を高く持ち、これからの人生をたくましく生き抜こうとする自覚・意欲の向上を図るため、立志式や1/2成人式を開催したほか、適切な職業観、勤労観の育成を図るため、職場見学・職場体験を実施してきました。また、小・中学生のリーダー性、自己肯定感を育成するため、中学校リーダー研修会や小・中学校における児童会、生徒会の交流を実施しました。これらは、児童会や生徒会活動の活性化につながり、小・中学生のリーダーが着実に成長しています。令和2年

度以降では新型コロナウイルス感染症による行事の延期や中止が余儀なくされました。今後、児童生徒の学びの機会を保障するためにも、ICTを活用するなど、時期や実施方法の見直しなどの工夫が必要となっています。

また、生徒指導の推進では、いじめ・問題行動をなくすための取組や不登校減少への取組を実施してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、ストレスを抱える児童生徒が増加していることなどから、小・中学校ともに、暴力行為の発生件数の増加や小学校において問題行動の低年齢化、不登校児童生徒数の増加等が課題となっています。

③ 「健やかな体」の育成

体力・運動能力向上とスポーツを通じた教育の推進では、体力の向上に係る施策と課題を検証するため、体力・運動能力調査の実施や体力向上プログラムの策定・実施などを行っています。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、各学校における十分な取組が実施できなかったため、今後は、「学校の新しい生活様式」を参考に、感染防止を図りながら、重点種目を定め、継続的な取組を推進していくことが求められます。

食育・健康教育の推進では、月に1回の「感謝・完食運動」として、食べ物を無駄にしない運動を実施したほか、栄養教諭が食育・健康教育の指導を行いました。また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発を実施しました。しかし、栄養教諭が配置されていない学校では担当栄養教諭等との連携が不十分な学校があるなどの課題がみられています。

④ 信頼される学校づくり

学校の自主性・自律性の確立では、学校評価の更なる機能化を図るとともに、学校の組織的・継続的な改善につなげるため、学校評価表や業績評価書に基づき、指導・支援を行いました。この結果、学校評価が役に立つと感じている教職員の割合は85%を超え、一定の成果がみられません。今後も、学校評価がより効果的に活用されるよう、改善を図る必要があります。

また、教職員が力を発揮できる環境の整備では、教職員が持っている力を最大限発揮し、生き生きと教育活動に取り組むことができるよう、平成30年10月に策定した「学校における働き方改革取組方針」に基づいた施策を展開しており、統合型校務支援システムの導入による、業務のICT化や、教務事務支援員の配置、勤務時間管理の徹底と働き方に関する意識改革等に取り組みました。働き方改革に関しては、一定の成果が表れているものの、時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合は目標を達成しておらず、時間外勤務が月45時間を超える教職員も依然として過半数おり、今後も取組を継続していくことが必要です。

政策の柱2 学校・家庭・地域の協働による教育環境づくり

① 家庭・地域の教育力の向上と活用

家庭・地域の教育力の向上と活用では、子どもの成長段階に応じた学習機会を提供する家庭教育講座の開催、家庭教育関係団体への支援等を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により対面による開催が困難となることも多く、新たな手法の検討が必要であるほか、人材の資質向上や新たな人材確保も必要となっています。

また、放課後子供教室については、学校、保護者、地域の関係者等で構成する実行委員会を組

織し、市内 13 小学校で開設・運営しています。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、安全・安心な教室運営に努める中で、子どもたちが興味を持って取り組むことができる新しいプログラムの開発や放課後児童クラブとの連携強化も必要となっています。

学校と地域の協働活動の促進では、学校と地域の連携・協働体制を市内 15 校で構築し、ボランティアによる学校支援活動等を行っています。今後は、コミュニティ・スクール導入に向け、地域教育支援活動促進事業を基盤に、地域学校協働本部を組織化することが求められており、実施校を増やす取組が重要となります。また、核となる人材（地域コーディネーター）の発掘・育成も必要です。

② 地域との協働による青少年の健全育成

地域との協働による青少年の健全育成では、青少年の非行・被害等防止活動や、青少年を取り巻く有害環境対策、青少年の社会を生き抜く力を育む体験活動等の推進・促進などを行っています。

また、電子メディアに関わる問題から、青少年を守るとともに、正しく使いこなせる力を育てていくため、学校・保護者・地域・団体及び行政が協働・連携して対策を講じてきました。今後は、小・中学校におけるインターネット等 ICT の利活用が進むことから、学校や家庭でのソーシャルメディアとのつきあい方を学ぶ場の創設等の対策が必要です。

政策の柱 3 安全・安心で良好な学校施設の整備

安全・安心で良好な学校施設の整備では、校舎が耐震性を有していない 3 小学校については、仮校舎を整備し、安全確保を図りました。また、小・中学校のトイレ洋式化については、目標を前倒しで達成しており、今後も、尾道市学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修に併せて改善を進めることとしています。なお、建築年数が経過した学校施設が多く、計画的な大規模改修等が必要となっているほか、小・中学校の理科室などの特別教室へのエアコン整備についても対応する必要があります。

学校給食施設の整備充実については、計画的な整備と、中学校の全員給食実施に向けて、施設整備計画を策定しました。中学校での全員給食開始に向けては、給食調理場の整備のみならず、学校等と十分に連携する必要があります。

幼保一体化に向けた施設整備の推進については、保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ認定こども園の設置を進め、「尾道市就学前教育・保育再編計画」の着実な推進を図る必要があります。

① 多彩で活力あふれる生涯学習の充実

多彩で活力あふれる生涯学習の充実では、生きがいや人づくりをテーマとしたおのみち市民大学講座をはじめ、公民館や勤労青少年ホームにおいて主催講座等を実施しました。また、まちづくりリーダーの養成やボランティア活動の促進といった社会的課題や地域課題の解決をテーマにした講座・講演会を実施しました。今後も、教養の習得や生きがいづくりのための講座だけでなく、社会的課題や地域課題に対する講座・講演会を実施することで、市民のまちづくりへの意識の向上を喚起する必要があります。また、最新の生涯学習情報を分かりやすく市民等に提供することも重要です。

なお、生涯学習の地域拠点となる公民館等は、災害時の避難所に指定されていることもあり、空調機器の更新やトイレの洋式化を行うとともに、耐震性が十分でない土生公民館を新築移転し、供用開始しました。引き続き耐震性が十分でない公民館の新築移転や、木造公民館や老朽化した狭い公民館について、複合化等の検討が必要です。

学習成果の活用については、学習成果を発表する場の確保及び創出や、地域課題解決のための学習支援や講座の開催、地域教育ボランティアの発掘・養成により、地域の教育力向上に向けた活用を推進しています。しかし、令和2年度以降では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で開催が難しく、公民館活動の成果発表の場がありませんでした。一部の公民館では、地域課題や地域特性をテーマとした講座が実施できているため、その他の公民館での実施が進むような取組が必要です。

② スポーツを楽しむ体力と健康を増進する環境づくり

スポーツを楽しむ体力と健康を増進する環境づくりについては、スポーツ・ツーリズムの振興や、世代を超えたスポーツ交流、地域間のスポーツ交流、姉妹都市等とのスポーツ交流などを行ってきましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、多くのスポーツイベントが中止となり、スポーツ施設利用者も大幅に減少しました。今後は、アフターコロナを見据えたスポーツ交流やスポーツ振興の在り方を検討し、実践する必要があります。

また、スポーツ関連団体などでは担い手の高齢化が進み、人数も減少傾向にあるため、世代交代など、体制の刷新が求められるほか、既存の総合型地域スポーツクラブに加え、新たな総合型地域スポーツクラブの設立に努める必要があります。また、学校の生徒数の減少や指導者不足により、部活動の継続が困難になっているため、関係部署と協力しながら受け皿づくりを行っていく必要があります。

スポーツ施設の整備に関しては、施設の老朽化への対応が必要な個所が増加しているほか、既存施設にはバリアフリー化に十分対応していない施設もあるため、計画的な改修を行う際には、障害のある人や高齢者が使いやすい施設となるよう配慮した整備を行う必要があります。

引き続きスポーツ大会・教室等の実施及び関係団体活動の支援、総合型地域スポーツクラブの創設及び支援、障害のある人のスポーツへの参加機会の拡大、各種目の競技力の向上、スポーツ施設の整備等に取り組み、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。

心豊かな感性を育む芸術・文化活動の推進では、読書活動等の推進や、絵のまち尾道四季展事業等の芸術活動の推進、美術館における魅力ある展覧会の開催等に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により図書館、美術館については閉館期間があったことで、利用者が減少したものの、図書館では貸出点数上限を引き上げたり、電子図書館を開設したりするなど、利用者の利便性向上を図りました。今後は、新型コロナウイルス感染症対策を行い、新しい生活様式に対応した取組を拡大するとともに、より市民に親しまれる企画を開催していく必要があります。

誇りある歴史・文化・芸術の継承と活用では、文化財愛護精神育成や、文化財保存活用、地域ゆかりの美術品等の収集・調査研究・活用等を行いました。児童生徒数の減少による文化財愛護の活動への参加者が減少しているほか、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、勾玉づくりや洋上セミナーなどの体験学習の実施が困難な状況となるなど、文化財愛護精神の育成に取り組む機会の減少が生じています。また、文化財の保存活用では、国宝・重要文化財の保存修理及び防災整備は計画的に取り組んでいるものの、観光等への活用が十分に行えていません。今後は、日本遺産等の取組により、文化財建造物の観光等への活用を計画的に推進する必要があります。

第3章 基本理念について

1 基本理念

本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定める教育大綱では、本市総合計画で定める教育に係るまちづくりの基本的方向である「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」を踏まえるとともに、教育分野の今日的な課題への対応や尾道市の特性を生かせるよう、①SDGsの取組、②シビックプライドの醸成、③社会経済情勢の急速な変化への対応、の3つの視点を加味することで、以下の基本理念を設定しています。

本計画においても、この基本理念を本市教育行政推進の根本として取組を推進します。

「尾道に愛着と誇りを持ち グローバルに躍動する人づくり」

2 基本理念を構成する教育政策の柱

これからの教育分野を取り巻く様々な課題に対応し、基本理念を実現していくため、学校教育分野と生涯学習分野別に教育政策の柱を掲げ、具体的な取組を推進します。

(1) 学校教育分野の教育政策の柱

「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」

① 教育政策の柱の考え方

急激に変化する時代にあっても、尾道の子どもたちが、「夢と志を抱き、自分の可能性に挑戦し、豊かな人生を切り拓いてほしい」という願いを込めています。

② 育てたい資質・能力

夢と志を抱いて、グローバル社会を生き抜くために、社会に出てからも学校教育で学んだことを生かせるよう、次の3つの力をバランスよく育みます。

- ・学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」等
- ・実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」
- ・未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」等

また、シビックプライド、スクールプライド（学校への愛着や誇り）を醸成し、主体性を持って、尾道のみならず世界に貢献できる人材を育成します。

「人生 100 年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」

① 教育政策の柱の考え方

人生 100 年時代を見据え、全ての市民が、「より豊かに生きるため、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍してほしい」という願いを込めています。

② 育みたい生涯学び続ける力

全ての市民が生涯にわたって学び続ける姿勢を持ち続けることができるよう、ライフステージに応じた知識や技能・技術の習得や活用ができる環境づくりに努めます。また、生きがいを持って地域社会の活力を維持・向上させることができるような学びを推進します。

第4章 施策の展開について

1 施策体系

(1) 政策の柱1 学校教育 「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」

施策目標	施策	主な取組
施策目標1 確かな学力の育成	施策1 幼児教育の推進	(1)教育・保育内容の質の向上 (2)幼保小連携による学校教育への円滑な接続
	施策2 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による資質・能力の育成	(1)スマートスクールの実現（ICTの活用）による情報活用能力の育成 (2)「尾道版『学びの変革』」推進事業による授業改善 (3)全国学力・学習状況調査等の学力調査を活用した学力分析 (4)小中連携教育による教育活動の充実 (5)読書活動の充実
	施策3 グローバルに活躍する人材の育成	(1)外国語教育の充実 (2)伝統や文化等に関する教育の推進
施策目標2 豊かな心の育成	施策1 道徳性、人間性、学びに向かう力を高める教育の推進	(1)道徳教育の推進 (2)子どもたちの自己肯定感・自己有用感の育成 (3)各学校段階に応じたキャリア教育の充実 (4)いじめ等への対応の徹底
	施策2 多様なニーズに対応した教育内容の充実	(1)学びのセーフティネットの充実 (2)特別支援教育の推進 (3)不登校児童生徒の教育機会の確保 (4)地域教育資源の活用
	施策3 児童生徒等の安全の確保	(1)安全教育の推進 (2)防災教育の推進
施策目標3 健やかな体の育成	施策1 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実	(1)体力づくりの推進 (2)スポーツの意義や価値等に触れる教育の推進
	施策2 学校保健、学校給食、食育の充実	(1)食育・健康教育の充実 (2)基本的な生活習慣の確立
施策目標4 信頼される学校づくり	施策1 学校の自主性・自律性の確立	(1)是正指導の更なる徹底
	施策2 特色ある学校づくりの推進	(1)家庭・地域との連携・協働の推進 (2)学校の特色ある教育活動等の表彰

施策目標	施策	主な取組
施策目標4 信頼される学校づくり	施策3 教育政策推進のための基盤の整備	(1)これからの学校教育を担う教職員の資質・能力の向上 (2)教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
施策目標5 安全・安心で良好な学校施設の整備	施策1 学校施設の整備による質の高い教育環境の提供	(1)安全・安心で良好な学校施設の整備 (2)環境にやさしい学校施設の整備 (3)学校施設の長寿命化対策 (4)特別教室等空調設備事業の推進 (5)学校等跡地施設の有効活用の推進
	施策2 学校給食施設の整備による安全・安心な学校給食の提供	(1)学校給食施設の計画的な整備 (2)食育を推進する学校給食施設の整備 (3)衛生管理や環境に配慮した学校給食施設の整備
	施策3 認定こども園の整備による教育・保育環境の充実	(1)認定こども園の整備

(2) 政策の柱2 生涯学習 「人生100年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」

施策目標	施策	主な取組
施策目標1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	施策1 生涯にわたって学び続けるための環境づくり	(1)地域の課題や社会的な課題に関する学習の促進 (2)リカレント教育の推進 (3)社会教育施設（公民館・図書館等）の充実と活用
	施策2 スポーツを楽しむ体力と健康を増進する環境づくり	(1)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 (2)スポーツ施設の充実と活用
施策目標2 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	施策1 家庭教育への支援	(1)家庭の教育力の向上 (2)安全・安心な放課後等の居場所づくり
	施策2 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	(1)地域の教育力の向上 (2)次代を担う青少年の健全育成 (3)学校・家庭・地域の連携の促進
施策目標3 歴史・文化・芸術の継承と創造	施策1 芸術活動の推進	(1)開かれた美術館づくり (2)芸術・文化の継承と活用
	施策2 誇りある歴史・文化の継承と活用	(1)文化財の保存・後世への継承 (2)文化財の活用と愛護精神等の育成

※ ●印は継続項目、○印は新規項目

政策の柱1 学校教育 「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」

施策目標1 確かな学力の育成

子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

施策1 幼児教育の推進

(1) 教育・保育内容の質の向上

- 幼稚園教育要領（平成29年3月）に示された「幼児教育において育みたい資質・能力」（個別の知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等）について、遊びを通して総合的な指導の充実を図る研修等を実施し、幼児教育の質の向上を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応し、より良い就学前教育を推進するため、幼稚園と保育所の2つの機能を持ちあわせた認定こども園の設置を進めます。

(2) 幼保小連携による学校教育への円滑な接続

- 小学校以降の教育の基盤となる力を育成し、学校教育への円滑な接続を図るため、「尾道ゆめプラン」及び広島県「『遊び、学び、育つひろしまっ子!』推進プラン」に基づき、思考力の芽生えや協働性など幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を共有するとともに、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを効果的に連動させるため、カリキュラム・マネジメントを推進します。
- 各園に応じた幼稚園経営や教育研究の指導を行い、就学前から小学校への円滑な接続を図るため、教育指導アドバイザーを配置します。

施策2 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による資質・能力の育成

(1) スマートスクールの実現（ICTの活用）による情報活用能力の育成

- GIGAスクール構想により、児童生徒1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されたことを最大限活用し、これまでの教育実践とICTとを最適に組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられたことを踏まえ、各教科等の特質に応じて、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ります。
- ICT支援員の配置や、教員を対象とした研修会を実施し、教員のICT活用を支援し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現を目指します。
- タブレット端末で、ドリル教材、デジタル教科書や市立図書館の電子図書等の積極的な活用を進め、家庭学習の充実に努めます。

(2) 「尾道版『学びの変革』」推進事業による授業改善

- 「学びの変革」推進協議会を開催し、各学校へ授業改善の視点（「振り返りの充実」「本質的な問い」等）を示すことを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒に、これからの社会で求められる資質・能力の育成を目指します。
- 各学校が、毎年授業公開を実施し、主体的に研究・実践・改善していくサイクルを確立させ、教育研究が学校風土となるよう支援します。
- 児童生徒に、課題設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現する能力の育成及び、自ら学ぶ意欲や知的好奇心、探究心の向上を図るため、「広島県科学賞」への出品推奨、「尾道市子ども科学展」を実施します。
- 担任や教科担当等と連携し、個別最適な学びに向けた支援や、効果的な教材・教具の充実を図るとともに、学校での教育活動の支援を効果的に行うために、学習支援講師・授業アシスタントを配置します。



ICTを活用した授業風景

(3) 全国学力・学習状況調査等の学力調査を活用した学力分析

- 全国学力・学習状況調査や広島県児童生徒学習意識等調査の結果から、児童生徒の学力や生活実態等の成果や課題を分析し、学力向上等に必要な支援を行います。
- 学力定着実態調査を実施し、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力等の定着状況を客観的に把握し、結果の分析を踏まえた指導を行い、学力の定着を目指します。

(4) 小中連携教育による教育活動の充実

- 中学校区共通の目指す子ども像や、育てたい資質・能力を設定し、行動連携や合同研修会を通して、義務教育9年間を一体的にとらえた教育活動を支援します。
- 学力調査の結果等から、中学校区の学力定着に係る課題を焦点化し、その克服及び向上に向けた授業改善に取り組むことを通して、確かな学力の育成に努めます。

(5) 読書活動の充実

- 「子供の読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の形成に向け、「本に親しむ」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」の3つの視点で、読書活動の充実を図ります。
- 学校図書館の環境整備及び管理の充実を図るとともに、児童生徒の読書意欲の向上及び教科学習への活用による学力向上を図るため、学校司書を配置します。また、学校図書館蔵書の充足率向上を目指します。
- 市立図書館と連携し、市立図書館の所蔵する電子図書を活用した読書機会の拡大に努めます。
- 小学生を対象に「子ども司書」養成講座を実施し、学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めることのできるリーダーの育成を目指します。
- 小・中学校の学校図書館を活用した効果的な授業や読書活動の充実を図るため、図書館教育研修会を実施します。

施策3 グローバルに活躍する人材の育成

(1) 外国語教育の充実

- ALT（外国語指導助手）を、各学校へ計画的に派遣し、児童生徒にグローバル社会の中で、自分の考えや気持ち、必要な情報を、分かりやすく英語で伝え合うコミュニケーション能力を育みます。
- 中学生全員を対象とした「英検ⅠBAテスト」を実施し、生徒の英語を使ったコミュニケーションの基礎となる知識や技能を客観的に把握するとともに、結果の分析を踏まえた指導を行い、グローバル社会を生き抜くための英語力の育成を目指します。
- 児童生徒がICTを活用した交流や、相互訪問による交流等、多様な形態による国際交流活動を推進し、異文化に対する理解力や様々な価値観を持つ人々と協働することができる実践力の育成に努めます。

(2) 伝統や文化等に関する教育の推進

- 各学校が地域との連携や特色ある教育活動の実施を通して、児童生徒、教職員、保護者、地域が共に誇ることができる「スクールプライド（学校への愛着や誇り）」を醸成します。
- 地域の方等をゲストティーチャーとして招へいし、児童生徒がふるさと「尾道」の特色ある伝統や文化を学び、その良さを発見する学習活動や、職業や自己の将来に関する学習活動を通して、ふるさとに誇りを持ち、夢と志を持って自己の生き方を考える児童生徒を育成します。
- 小・中学校のふるさと学習を推進するため、校外での地域学習実施に向けた支援を行います。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
1	市民満足度調査「子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている」と感じる市民の割合	%	48.5	55.0
2	全国学力・学習状況調査（小6・中3）正答率が全国平均以上の学校の割合	%	小：75.0 中：46.7	小：80.0 中：80.0
3	英検3級程度以上の英語力のある生徒の割合（中3）	%	中3：57.1	中3：59.0
4	広島県児童生徒学習意識等調査（小5・中2）「1か月に1冊以上本を読む」と答える児童生徒の割合	%	小：78.4 中：69.7	小：85.0 中：75.0
5	振り返りシートで授業内容について肯定的に評価する生徒の割合	%	南高：84.0	南高：85.0

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力などを養います。

施策1 道徳性、人間性、学びに向かう力を高める教育の推進

(1) 道徳教育の推進

- 小・中学校における「特別の教科 道徳」(道徳科)において、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳性を育成します。
- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上で中心となる、道徳教育推進教師の資質向上を図り、指導方法や指導体制を充実させるため、道徳教育推進協議会を実施します。
- 学校・家庭・地域が一体となって道徳的価値について考え、道徳性を育成することができるよう、「おのみち『心の元気』ウィーク」として、道徳科の授業公開や社会貢献活動を実施します。

(2) 子どもたちの自己肯定感・自己有用感の育成

- 多世代交流、異年齢交流や体験活動等を通して、お互いを認め合える集団づくりを行い、自己への自信や達成感を味わわせ、幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成に努めます。
- 児童生徒が芸術活動を通して、豊かな感性や情操を育むとともに感性豊かに表現する力を育成するため、「小中学校芸術祭」(音楽・図画美術・書写コンクール)を実施します。
- 生徒の自主性・主体性を育むとともに、中学校間の交流を図ることによって、中学校のリーダーとしての自覚を強め、生徒会活動を連合・発展的なものとするため「中学校リーダー研修会」を実施します。
- 学校教育での芸術活動を振興し、豊かな人間性の育成を図るために、文化部活動の環境整備の支援を行い、芸術活動の指導を充実します。



中学校リーダー研修会の様子

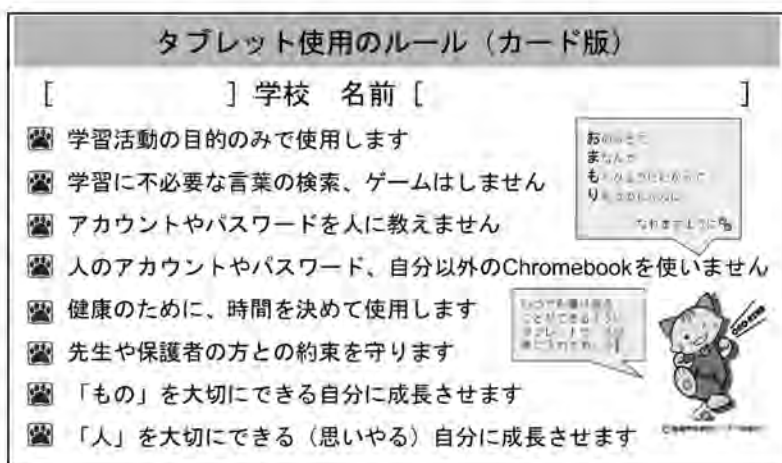


(3) 各学校段階に応じたキャリア教育の充実

- 節目となる式の実施や、職業について考える教育活動を通して、自己を見つめ、自己の生き方について考える教育を充実させ、キャリア教育に関わる資質、能力の育成を図ります。
- 夢と志を抱き、グローバル社会をたくましく生き抜こうとする自覚や意欲の向上を図るため、「1/2成人式」(小学校4年生)、「立志式」(中学校2年生)を実施します。
- 適切な職業観、勤労観を育成するため、中学校における職場体験学習の充実に向けて、関係機関との連携を図る、職場体験連絡協議会を実施し支援します。

(4) いじめ等への対応の徹底

- 尾道市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を推進し、安全・安心な学校づくりに努めます。
- いじめの未然防止や早期解決に向けて、尾道市いじめ問題対策連絡協議会、尾道市いじめ防止対策委員会を設置し、関係機関と連携した取組を円滑に進めます。
- 「学校環境適応感の測定(アセス)」を実施し、学校環境に対する適応状況を把握し、学級経営に生かすとともに、いじめ等の未然防止に向けた、きめ細かい対応を図ります。
- ICT等の不適切な使用に対応するため、保護者の協力も得ながら、教育委員会作成の「タブレット使用のルール」を徹底するとともに、情報モラル教材を活用し、情報モラル教育を推進します。
- スクールサポーターを派遣し、定期的な巡回指導を通して問題行動の未然防止に努めるとともに、問題行動の生起時には、関係機関等と連携し早期に対応します。



タブレット使用のルール (カード版)

施策2 多様なニーズに対応した教育内容の充実

(1) 学びのセーフティネットの充実

- 子どもたちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、夢と志を持ってたくましく生き抜くことができるよう、教育費の負担軽減に努めます。
- 経済的困難を抱える家庭の子どもやヤングケアラー等が、安心して学べる環境を整えるため、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることができるよう、担当部署や福祉関係機関との連携強化を図ります。
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒等へ日本語指導等を実施し、国内の学校への円滑な適応を図ります。
- 尾道南高等学校の生徒が、社会で自立し、自分らしい生き方を実現していくために、安心して学ぶことができるよう、教科用図書の支給や経済的事情のある家庭に対して入学金免除を行います。

(2) 特別支援教育の推進

- 特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援の充実に努めます。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した指導の充実に努めます。
- 個に応じた、きめ細やかな支援の充実に努めるため、特別支援教育支援員を配置します。
- 特別支援教育への理解と専門性を高めるため、特別支援教育講座や特別支援教育支援員研修会を実施します。また、特別支援教育訪問相談員による巡回相談を実施し、専門的な見地から、特別支援教育の充実及び教員の資質向上を図ります。
- 中学校特別支援学級（知的）における作業学習の教育内容の充実に努めるため、尾道特別支援学校と連携し「おのみち作業検定」を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒等について、卒業後に自立し社会参画できるよう、適切な就学相談の実施に向け、教育支援相談員を配置します。

(3) 不登校児童生徒の教育機会の確保

- 各学校において、心理学や福祉分野の専門家（県から派遣されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）等を活用した研修を推進し、教育相談体制の充実に努めます。
- 専門的な見地から多様な相談ニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置します。
- タブレット端末のメール機能やチャット機能等の活用を通して、不登校や不登校傾向の児童生徒との相談体制の充実に努めます。
- 不登校児童生徒が、集団での体験活動や個に応じた学習活動を通し、自信と勇気を持って学校生活に復帰できるよう、適応指導教室の充実に努めます。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒が、達成感を味わい、自己肯定感と自信を高めることができるよう、自然体験活動を実施します。

(4) 地域教育資源の活用

- 市立図書館、市立美術館、市立大学、公民館等との連携により、多様な学習機会の提供に努めます。
- 教育関係団体等と連携し、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや体験・交流活動の充実を図ります。
- 中学校区を単位とした全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校・保護者・地域住民が一体となって学校運営に取り組む、「地域と共にある学校づくり」を推進します。

施策3 児童生徒等の安全の確保

(1) 安全教育の推進

- 児童生徒が、日常生活全般を安全に生活し、生命や心身の安全を確保するため、学校の教育活動全体を通して、安全教育を推進します。
- 通学路におけるあらゆる危険から児童生徒を守るために、「尾道市通学路交通安全プログラム」に基づき、担当部署、関係機関と連携し、計画的・継続的に通学路の安全点検・安全対策を行います。
- 不審者への対応や、児童生徒のけが等、学校のさまざまな危機管理に対応するため、「危機管理マニュアル」に基づき、校内研修や各教科等の指導を通して、教職員や児童生徒の危機管理能力の向上に努めます。

(2) 防災教育の推進

- 学校安全計画に基づき、各教科等の関連を図り、児童生徒が災害時における危機を認識したり、状況に応じた的確な判断の下、自らの安全を確保したりする行動ができるよう、防災教育を推進します。
- 避難訓練実施計画や避難確保計画に基づき、火災や地震・津波等、あらゆる災害を想定した定期的な避難訓練等の実施について指導します。
- 災害時において、被害の軽減や迅速かつ円滑な対応を実施するため、「危機管理マニュアル」や「学校災害時対応マニュアル」に基づき教職員が行動できるよう、担当部署や関係機関との連携を支援します。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
6	市民満足度調査「子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている」と感じる市民の割合【再掲】	%	48.5	55.0
7	広島県児童生徒学習意識等調査(小5・中2) 「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合	%	小：85.5 中：79.9	小：100 中：100
8	全国学力・学習状況調査(小6・中3) 「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合	%	小：82.3 中：70.0	小：85.0 中：85.0
9	全国学力・学習状況調査(小6・中3) 「人の役に立つ人間になりたい」と答える児童生徒の割合	%	小：95.7 中：95.3	小：100 中：100
10	「自らの進路実現に向けて意欲的に活動している」と答える生徒の割合	%	南高：82.0	南高：85.0

施策目標3 健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるための必要な健康や体力を育成します。

施策1 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

(1) 体力づくりの推進

- 児童生徒の体力、運動能力の向上を図るため、各学校が「体育に関する指導改善計画」を作成し、児童生徒の体力における課題とその背景を分析し、実態に応じた取組を推進します。
- 大学等との連携を図りながら、体力向上に係る研修会を実施し、心身の健康保持や運動・スポーツの習慣化を図るための好事例の共有を通して、「運動好きな」児童生徒を増やすよう努めます。
- スポーツを多様に楽しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために、「すること・みること・支えること・知ること」という資質・能力を育成するとともに、児童生徒の競技力の向上を目指し、外部指導者の活用や小・中学校体育連盟と連携した運動部活動の活性化に努めます。

(2) スポーツの意義や価値等に触れる教育の推進

- オリンピック、パラリンピック関係者による講演、指導を実施することで、児童生徒にスポーツの意義や価値に触れさせるとともに、体力や技能の程度、性別や障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有する取組を推進します。

施策2 学校保健、学校給食、食育の充実

(1) 食育・健康教育の充実

- 学校における衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策を徹底し、可能な限り感染リスクを低減させ、学習内容や活動内容を工夫しながら教育活動を継続することができるよう支援します。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各教科等を通じた食育を推進します。
- 小・中学校では、「生きた教材」である学校給食を活用した地産地消の取組を学習するなどの実践的な指導を行い、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図ります。また、食べ物を無駄にしない運動として、「感謝・完食運動」を実施します。
- 子どもたちの健康保持や心身の健全な発達、正しい食習慣の形成等、食育に資する学校給食を提供するため、給食施設を整備し、中学校給食の全員給食を実施します。新たな施設では、給食調理場内の見学ができるスペースを整備するなど、食育に寄与した取組を進めます。



学校における「新しい生活様式」の実践例

(2) 基本的な生活習慣の確立

- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開するとともに、保護者への啓発を行います。
- 「タブレット使用のルール」や情報モラル教材を活用し、保護者の協力も得ながら、ICTの適切な活用と健康管理に対する指導を通して、子どもの基本的な生活習慣を確立していきます。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
11	広島県児童生徒体力・運動習慣等調査 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合	%	小：91.2 中：85.3	小：93.0 中：90.0
12	広島県児童生徒学習意識等調査（小5・中2） 「毎日朝食を食べる」と答える児童生徒の割合	%	小：95.2 中：91.9	小：98.0 中：95.0
13	広島県児童生徒学習意識等調査（小5・中2） 「就寝時刻が同じくらいである」と答える児童生徒の割合	%	小：81.5 中：83.8	小：85.0 中：85.0

施策目標 4 信頼される学校づくり

学校が主体的に創意工夫ある教育活動を展開し、地域に開かれ信頼される学校を実現するとともに、教育の質の向上を図ります。

施策 1 学校の自主性・自律性の確立

(1) 是正指導の更なる徹底

- 法令法規に則り、学校運営及び教育指導が行われるようにするため、是正指導の一層の徹底と内実化を図ります。また、教育の中立性を確保するとともに、公開性を重視し、市民・保護者から信頼される学校づくりを推進します。
- 市民や保護者からの信頼や負託に応えるため、不祥事の根絶を目指します。管理職等を対象とした研修会の実施や、各学校における服務研修の実施を通して、服務規律の徹底を図るとともに、不祥事を起こさせない職場風土の醸成を図ります。
- 教育の質的な充実と特色ある学校づくりを推進するため、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を「スクールミッション」として提示します。
- 自主的・自律的かつ組織的・継続的な学校経営につなげるため、学校評価システムの更なる機能化を図ります。そのため、管理職等を対象とした研修を実施します。また、学校経営アドバイザーを定期的に各学校に派遣し、学校経営に係わる指導・助言を行います。

施策2 特色ある学校づくりの推進

(1) 家庭・地域との連携・協働の推進

- 地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを目指し、地域住民や保護者が学校運営に参加しやすい環境を整えるため、中学校区を単位とした全ての小・中学校と尾道南高等学校に学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクール化を図ります。
- 児童生徒のより良い教育条件・教育環境の実現を目指し、今後の学校の在り方（適正配置）についての検討を進めるとともに、統合校の学校経営に対する支援を行います。
- 保護者、児童生徒の多様なニーズに応えるため、学校選択制度を継続し、特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図ります。

(2) 学校の特色ある教育活動等の表彰

- 各学校の特色ある教育活動を支援するため、学習活動、教育活動、研究活動等において、その分野の発展充実に貢献し、またその成果が他の模範として認められる学校、団体、個人を「尾道きらり賞」として表彰します。



きらり賞授賞式

(1) これからの学校教育を担う教職員の資質・能力の向上

- 人事評価制度として「能力評価」と「業績評価」を実施し、教職員一人一人の能力や業績を的確に把握するとともに、意欲や資質・能力の向上を図ります。また、人事評価に基づいた適正な人事管理を行い、学校が活力ある組織としての総合力を発揮することを目指します。
- 教職員の経験年数に応じた研修（初任者研修、教職経験者（5年目）研修）や、専門分野ごとの研修（管理職等研修、主任・主事研修、事務職員研修への指導・支援）等、教職員のキャリアステージや、ニーズに応じた研修を実施し、今日的な課題に対応するための知識・技能等を習得させるなど、常に資質能力の向上に努め、児童生徒や保護者が「尾道で学んでよかった」「尾道で学ばせてよかった」と思える学校教育を目指します。
- 校内研修や生徒指導等指定校への指導主事等による計画的な訪問指導を実施し、校内研修等の充実を図るとともに、教職員一人一人の専門性や実践力等の向上を図ります。



教職員研修の様子

(2) 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

- 教員の子どもと向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、「学校における働き方改革取組方針」（令和4年3月）に基づき、学校における働き方改革を着実に推進し、「尾道の学校に勤務してよかった」と思える、組織的で風通しの良い職場環境づくりを目指します。
- 教員に限られた時間の中で児童生徒の指導に専念できる体制を整えるため、学習支援講師、授業アシスタント、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教務事務支援員、部活動指導員、非常勤講師等の配置を積極的に行い、県から配置されるスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等とともに、専門性を持った多様な人材が互いに力を発揮しあう「チームとしての学校」の実現を図ります。
- 学校における働き方改革を着実に推進するため、教職員アンケートにより学校の実態を定期的に把握します。また、統合型校務支援システムの活用や、学校・保護者間連絡システムの導入等、学校のICT化を一層進めます。
- 中学校部活動の在り方について、国が示した令和5年度以降の週休日等の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、部活動の在り方に関する検討委員会で検討していきます。
- 保護者の利便性の向上及び教職員の業務負担軽減のため、「給食費の徴収・管理に関するガイドライン」（文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、学校給食費の公会計化を検討します。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
14	市民満足度調査「信頼される学校づくりが進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.3	50.0
15	学校教育目標の達成に向けた取組に、全ての教職員が参画していると感じる教職員の割合	%	86.5	90.0
16	子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合	%	79.9	90.0
17	時間外勤務が45時間以下である教職員の割合	%	小中：45.3 南高：100	小中：100 南高：100

施策目標5 安全・安心で良好な学校施設の整備

学校施設の長寿命化対策や学校給食施設の計画的な施設整備により、学校内における教育環境の充実を図るとともに安全性を確保します。

施策1 学校施設の整備による質の高い教育環境の提供

(1) 安全・安心で良好な学校施設の整備

- 学校は児童や生徒等が多くの時間を過ごす施設であることから、安全・安心で良好な環境を確保する必要があります。また、災害時には、避難所としての機能を有する施設も多くあります。このため、学校施設の整備にあたっては、防災の視点に立って、計画段階から災害時や日常の安全に十分配慮した施設整備を推進します。
- 災害時の避難所などとして利用されている屋内運動場の非構造部材の耐震化を推進します。
- 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて、施設整備時にエレベーターの設置や車椅子使用者用トイレなどの設置を進め、バリアフリー化を促進します。
- 安全・安心で良好な学校施設の整備にあたっては、学校やPTA等と連携しながら、教育環境の改善を計画的に進めます。
- 35人学級の実現など、国の方針をとらえて迅速に対応することで学習環境の整備を促進します。

(2) 環境にやさしい学校施設の整備

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、施設整備にあたっては、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組みます。

(3) 学校施設の長寿命化対策

- 本市の学校施設の多くは建設後30年以上が経過して老朽化が進行しています。このため、80年程度の使用を目指した長寿命化改修を計画的に実施し、安全、快適で使いやすい学習環境の整備を図ります。

(4) 特別教室等空調設備事業の推進

- 近年の気象変化に対応し、全ての児童生徒の健康を守り、学習意欲を持って学校生活を送ることができるよう、特別教室に空調設備の設置を推進します。

(5) 学校等跡地施設の有効活用の推進

- 学校等跡地の利活用にあたっては、尾道市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、地域の実情やニーズを踏まえながら、民間活力の積極的な導入など、幅広い可能性を視野に入れ、地域コミュニティ・将来にわたるまちづくりの拠点としての有効活用を推進します。

施策2 学校給食施設の整備による安全・安心な学校給食の提供

(1) 学校給食施設の計画的な整備

- 老朽化した給食施設を計画的に整備することにより、将来にわたって安全・安心な給食の提供を継続するとともに、順次、中学校の全員給食開始を進め、令和8年度には、中学校全校での全員給食を実現します。

(2) 食育を推進する学校給食施設の整備

- 学校給食は、児童生徒の健康保持や心身の健全な発達、正しい食習慣の形成等、重要な役割を担っています。このため、新たな施設整備にあたっては、給食調理場内の見学ができるスペースを整備するなど、食育に寄与した取組を進めます。

(3) 衛生管理や環境に配慮した学校給食施設の整備

- 学校給食衛生管理基準に沿って、施設のドライシステム化の整備を進めます。
- 学校給食衛生管理基準に沿って、衛生管理を徹底した業務運営を推進します。
- 施設の省エネルギー設計に努めるとともに、エネルギー消費を低減する機器の導入や、再生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組みます。

施策3 認定こども園の整備による教育・保育環境の充実

(1) 認定こども園の整備

- 多様化する就学前教育・保育ニーズに柔軟に対応して子育て支援の充実を図るため、尾道市就学前教育・保育施設再編計画に基づいて認定こども園の整備を推進します。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
18	中学校全員給食実施率	%	31.3	100
19	給食施設ドライシステム化率	%	41.1	52.9
20	学校施設のLED照明化	%	7.7	100
21	特別教室空調設備設置率	%	37.5	60.0
22	認定こども園数（私立を含む）	園	15	18

施策目標1 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての市民が、生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、生涯学習を推進します。

施策1 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(1) 地域の課題や社会的な課題に関する学習の促進

- 多様な世代の人々が集い学び合うことで、持続可能なまちづくりに関わる人材の育成を促進します。
- 地域の課題や社会的な課題について学ぶ機会を提供するために、まちづくり講座や講演会の内容を充実させます。
- 体系的に学べる場づくりを進めるため、出前講座の再構築を図り、魅力あるメニューづくりに努めます。

(2) リカレント教育の推進

- 時代の変化に応じたスキルを獲得できるリカレント教育を継続的に実施する環境づくりを行います。人生100年時代を見据え、ライフスタイルの変化や市民ニーズに応じた学習機会の提供や学習内容の充実を図ります。
- NPO法人や大学、企業等の多様な主体と連携し、様々な学習機会や情報の提供等に努め、市民の学び直しの手助けをします。
- リモートワークやワーケーション、オンライン会議等、新たな働き方や価値感が今後の暮らしの潮流となりつつあるため、ICTを活用して生活の質を向上することができるよう学習内容の変革を図ります。



市民大学講座・家庭教育講座「小学生のための星空観察会」の様子

(3) 社会教育施設（公民館・図書館等）の充実と活用

- 個々の学びや集いの場であるだけでなく、防災拠点やまちづくり拠点として重要な役割を担う社会教育施設の充実を図ります。耐震性が十分でない公民館については、集会機能や防災機能を併せ持った複合施設として移転改築します。また、木造公民館や老朽化した狭い公民館については、施設の移転や複合化等の検討を進めます。
- 施設の整備・改修にあたっては、多くの人々が安全に利用できるユニバーサルデザインを意識し、バリアフリーや防災機能など市民の様々なニーズに対応した計画的な整備や修繕等に努め、環境の充実を図ります。
- 生涯学習センターの在り方を見直し、各種の生涯学習講座が生涯学習センターを核として行うことができるよう業務の見直しを行います。公民館での自主サークル活動については、外部への発信力を強め、学習成果を発表することで、活動の好循環につなげます。
- 市民の読書活動等を支援するため、必要な資料の収集や情報提供に努めるとともに、お話し会等の行事を実施し、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書習慣を定着させる環境づくりを進めます。
- 電子図書館サービスの利用促進を図るため、広報活動を充実させるとともに、電子図書を選書の工夫や蔵書数の充実に努めます。特に、学校との連携による選書を定期的に行うことで、有効な選書につなげていきます。



電子図書館サービスの利用

施策2 スポーツを楽しむ体力と健康を増進する環境づくり

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 生涯にわたり心身ともに健康な生活を営めるよう、各自の体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰でも日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。
- 既存の総合型地域スポーツクラブの育成・支援だけでなく、新たなクラブの設立に努め、多様性のあるスポーツに親しむことができる環境を作ります。
- これまで、本市が力を入れてきたサイクリング、ソフトボール、グラウンド・ゴルフ、ウォーキングなどの各種スポーツの振興に加え、本市の海の魅力を生かしたマリンスポーツの振興に努め、スポーツ・ツーリズムにつなげることで、新たな人的交流を生み出し、地域の活性化につなげます。
- 障害者スポーツへの関心を高め、障害者スポーツの裾野を広げていくための取組として、スポーツ推進委員等が中心となって、ボッチャやシットイングバレー等のパラスポーツを公民館や学校で普及する活動を進めます。
- スポーツ活動を支える組織や体制の充実、指導者やボランティアの育成などに努め、市民がスポーツに親しむ環境づくりを進めます。引き続き（一社）尾道市体育協会を核とした各種スポーツ団体や地域団体を育成・支援するとともに、スポーツ推進委員等のボランティア人材の育成に努めます。

(2) スポーツ施設の充実と活用

- スポーツ施設の整備、改修の際には、トイレの洋式化や手すり・スロープの設置といったバリアフリーの観点に立ち、安全性や利便性だけでなく、共生の考え方に基づいた整備を行うことで、障害の有無を問わず、広く市民がスポーツに参画できる環境づくりと利用の促進を図ります。また、体育館非構造部材の耐震化や夜間照明の大規模改修を行う際は、照明のLED化を併せて行うことで、環境に配慮した施設となるよう努めます。
- 学校体育施設を開放し、効果的・効率的な活用に努めるとともに、閉校した学校の体育施設を最大限活用することで、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりに努めます。
- スポーツは、市民の健康維持・増進に資するだけでなく、人と人との交流や地域間の交流など、地域の活性化やまちづくりに大きく寄与します。このため、今後は、まちづくり拠点としての視点を持ったスポーツ施設整備を進めます。例えば、東尾道市民スポーツ広場については、一部を人工芝生化し、利用者の利便性を上げることや、今後、地域の交流・防災拠点等複合施設として活用することで、更なる人的交流の拡がり期待できます。
- 施設の利用にあたっては、インターネット予約システムの導入や利用時間の見直し等を行い、施設の利便性を向上させます。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
23	地域課題や地域特性をテーマとした講座受講者数（公民館活動を含む）	人	507 【2,037(R元)】	2,500
24	公民館自主サークル活動者数	人	111,192 【223,262(R元)】	220,000
25	図書貸出点数（電子図書分を含む）	点	680,960 【832,773(R元)】	860,000
26	市民スポーツ大会及び生涯スポーツ教室等の参加者数	人	1,977 【6,554(R元)】	8,000
27	市内スポーツ施設利用者数	人	791,390 【1,307,529(R元)】	1,500,000
28	総合型地域スポーツクラブの数	団体	3	4

※ 基準値が、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると考えられる場合は、【 】内に新型コロナウイルス感染症の影響が少ないと考えられる年度の実績値を表記しています。

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えるとともに、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進めるため、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

施策1 家庭教育への支援

(1) 家庭の教育力の向上

- 家庭教育講座の推進や、家庭教育関係団体との連携・協力・活動支援を行います。講座の開催日や内容の充実を図るとともに、ICTを利用した講座の開設等を行い、参加者の増加を目指します。また、家庭教育関係団体との連携や支援を強化し、新たな人材育成に取り組めます。
- 家庭教育支援のため、既に実施している向東地区家庭教育支援チームの支援に努めるとともに、他地域での開設に向けた取組を行います。家庭教育応援プロジェクトチーム「すまいるぱれっと」では、新たなプログラムの創出や実施方法について工夫を重ね、魅力ある家庭教育講座の実施に努めます。

(2) 安全・安心な放課後等の居場所づくり

- 放課後や土曜、長期休業日の子どもたちの安全・安心な活動拠点を設けるため、地域の大人や保護者が参画し、放課後子供教室の実施を推進していきます。その他の団体とも協力し、スポーツ、環境、プログラミングなど、子どもたちが興味を持って取り組むことができる新たなプログラムを開発することや、地域の伝承文化を体験するプログラムを実施することで、地域に根差した魅力ある教室運営に努めます。
 - 放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携や一体的な運営について留意しながら、様々な体験活動や地域との交流活動を通して、子どもたちの社会性や自主性等の豊かな人間性の育成に努めます。
- 公民館、図書館等の社会教育施設や社会体育施設を子ども向けサークルや子ども向けイベントの実施会場として定期的に利用することで、子どもたちの安全・安心な居場所となるよう促します。



家庭教育支援講座の様子



放課後子供教室の様子

(1) 地域の教育力の向上

- ボランティア活動を促進するため、ボランティアの意識醸成や技術向上に資する研修機会の提供や新たなボランティア人材の発掘に努めます。このため、ボランティアの活動内容等を広く周知し、幅広い年齢層にボランティアへの参加を呼びかけるとともに、養成講座の充実に努めます。
- コミュニティ・スクールと連携する地域学校協働本部構築のためには、地域教育支援活動促進事業を元に進めることが効果的であるため、実施校を増やすよう取り組みます。

(2) 次代を担う青少年の健全育成

- 青少年の日常的な生活の場である、家庭内でのコミュニケーションの充実や、安全・安心に過ごせる地域社会づくりを進めるため、学校・家庭・地域等が協働して、青少年の健全育成を支える環境づくりを推進します。地域ボランティアである地区補導員が行う青少年の街頭補導活動や多様な問題や悩みを抱える青少年の相談業務により、非行防止や被害防止に努めます。
- 電子メディア（スマートフォン、タブレット、ゲーム機、テレビ等）が青少年の生活の中に浸透する中、SNSを通じた友人とのトラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれないよう、また、長時間利用による生活習慣の乱れや健康被害が起きないように、家庭における約束事を作る対策を進め、電子メディアとの上手なつきあい方を青少年に周知する取組を進めます。
- 有効な約束事の設定やフィルタリングの設定方法等を学ぶためにメディア対策の講座・講演会を行うとともに、ホームページ等の充実に図り、情報発信に努めます。



重井小学校「わけぎの袋詰め」(学校ボランティア)

(3) 学校・家庭・地域の連携の促進

- 学校においては、ふるさと学習の推進や、「おのみち『心の元気』ウィーク」の実施など、学校・家庭・地域が連携して行う教育活動が多くあります。今後は、地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを目指し、中学校区を単位とした全ての小・中学校と尾道南高等学校に学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクール化を図ることを推進します。
- コミュニティ・スクールの学校運営協議会委員に、家庭教育支援、放課後子供教室、補導活動等に関わる地域人材が加わっていくことで、活動の裾野を広げ、学校・家庭・地域の連携・協働の推進につなげていきます。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
29	家庭教育講座の実施回数	回	10 【36(R元)】	55
30	放課後子供教室参加児童数	人	3,842 【24,901(R元)】	25,500
31	地域教育支援活動促進事業延べ参加者数	人	43,380 【46,252(R元)】	50,000
32	携帯電話・スマートフォンを所持している児童生徒のうち、家族間の約束事がある児童生徒（小4・中2）の割合	%	小：52.5 中：51.6	小：100 中：100

施策目標3 歴史・文化・芸術の継承と創造

尾道の歴史・文化・芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、歴史・文化・芸術を創造し支える人材を育成するとともに、芸術・文化振興策を推進します。

施策1 芸術活動の推進

(1) 開かれた美術館づくり

- 市民が日常的に芸術・文化に触れ、心豊かな感性を育む環境づくりを推進するため、魅力ある展覧会づくりとその情報発信に努め、市民との協働による美術振興を推進することにより、開かれた美術館づくりに努めます。
- 芸術・文化に親しむことができる環境づくりを推進するため、尾道市美術館ネットワークによる市内美術館との連携の充実に努めます。
- 入館者の利便性や満足度の向上を図るため、SNSによる積極的な情報発信をはじめデジタル技術を活用した受入環境の整備に努めます。
- 絵のまち尾道四季展や高校生絵のまち尾道四季展をはじめ、平山郁夫美術館絵画コンクール、尾道市立大学芸術学部美術学科卒業制作展等の作品をTwitter等を活用したWEB絵画展の取組を行い、美術館の相互連携の充実に努め、市民等が日常的に芸術・文化に触れる機会創出を図ります。
- スポットライトのLED化により展示室の照明環境を均一化し、来館者が鑑賞しやすい展示空間の整備に努めます。
- 反射防止フィルムの導入などにより光の映り込みを軽減することで、所蔵絵画の作品保全や鑑賞環境の向上に努めます。
- 市内の通信環境インフラ整備の向上に併せ、ICT活用の可能性を検討します。
- 美術館ショップでのオリジナルグッズ作成に取り組み、美術館の付加価値の向上に努めます。



オリジナルグッズ（尾道市立美術館ショップ）

(2) 芸術・文化の継承と活用

- 地域ゆかりの美術品等の収集・調査研究・活用に取り組み、「芸術・文化のまち おのみち」を未来へ伝えます。
- 絵のまち尾道四季展、高校生絵のまち尾道四季展を通じた全国絵画公募展を継続的に開催し、「芸術・文化のまち おのみち」を対外的にPRします。
- 尾道市美術展を開催し、市民の創作意欲を喚起し、その奨励に取り組むことにより、芸術・文化意識の高揚を図ります。
- 市内小学校児童に鑑賞資料を作成・配布し、大人と子どもが一緒に楽しめる鑑賞機会の提供に取り組むとともに、出前授業などを実施し、教育普及事業の推進に努めます。



絵のまち尾道四季展グランプリ作品



高校生絵のまち尾道四季展尾道賞作品

施策2 誇りある歴史・文化の継承と活用

(1) 文化財の保存・後世への継承

- 地域にゆかりのある歴史・文化資源の収集・調査研究を行い、文化施設への展示等により広く市民に普及します。
- 後世へ文化財を継承するため、文化財の保存修理・防災事業等を計画的に実施するとともに、市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、先人から受け継いだ歴史・文化資源の継承を促進します。
- 先人や市民の歩みを明確に位置付け、より良い地域連帯感を醸成し、全ての市民が手を取り合って未来への展望を拓くことができる市史を編さん・刊行します。

(2) 文化財の活用と愛護精神等の育成

- 日本遺産推進事業などによる歴史・文化資源を活用した文化観光の振興や、文化財を活用した講座やイベント等の普及活動を行い、シビックプライドや文化財愛護精神を醸成します。
- 体験も交えながら歴史や文化財を学ぶ文化財愛護少年団事業、尾道市立大学生を対象とした文化財のフィールドワークなど、次世代を担う子どもや若者を対象とした学習活動を継続的に実施し、文化財及び郷土の伝統文化への愛護精神を育みます。

No	指標名	単位	基準値(R3)	目標値(R8)
33	市立美術館入館者数	人	42,663	45,000
34	市民満足度調査「市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている」と感じる市民の割合	%	46.6	50.0
35	登録文化財数	件	35	40
36	市民満足度調査「芸術・文化にふれ親しむことができる」と感じる市民の割合	%	44.2	50.0

1 関連計画等

本計画の実施にあたり、各課が所管する計画との整合を図るとともに、連携・調整に努めます。

個別計画等名称	策定・改訂年月	計画期間	担当課
尾道ゆめプラン	平成30年8月	平成30年度～	教育指導課
第2期尾道市子ども・子育て支援事業計画	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	子育て支援課
尾道市就学前教育・保育施設再編計画	平成23年12月	平成24年度～	子育て支援課
尾道市子供の読書活動推進計画	令和2年6月	令和2年度～ 令和6年度	教育指導課
尾道市いじめ防止基本方針	平成26年8月		教育指導課
尾道市人権啓発推進プラン	平成19年3月	平成18年度～	人権男女共同参画課
尾道市男女共同参画基本計画	令和4年3月	令和4年度～ 令和8年度	人権男女共同参画課
第三次尾道市食育推進計画	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	健康推進課
尾道市立小・中学校再編計画	平成23年12月		学校経営企画課
尾道市立学校における働き方改革取組方針	令和4年3月	令和4年度～ 令和8年度	学校経営企画課
尾道市教育委員会 運動部活動の方針	平成30年10月		学校経営企画課
尾道市教育委員会 文化部活動の方針	令和元年8月		学校経営企画課
尾道市教育委員会特定事業主行動計画	令和2年4月	令和2年度～ 令和7年度	学校経営企画課
尾道市立学校の教職員の在校等時間の上限等に関する方針	令和2年3月		学校経営企画課
尾道市立学校に勤務する県費負担教職員のセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針	令和2年8月		学校経営企画課
尾道市学校施設長寿命化計画	令和2年3月	令和2年度～ 令和41年度	庶務課
尾道市学校給食施設整備計画	令和3年3月	令和3年度～ 令和12年度	庶務課

個別計画等名称	策定・改訂年月	計画期間	担当課
尾道市スポーツ推進計画	平成31年3月	平成26年度～ 令和5年度	生涯学習課
尾道市歴史文化基本構想	平成23年3月		文化振興課
尾道市文化財保存活用計画	平成23年3月		文化振興課
尾道市歴史的風致維持向上計画	令和3年3月	令和4年度～ 令和13年度	まちづくり推進課 文化振興課

用語	解説	関連頁
あ行		
『遊び、学び、育つひろしまっ子!』推進プラン	「オール広島県」で取り組むための目指す乳幼児の姿を示し、乳幼児期の教育・保育がさらに充実するため、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方や具体的な施策について取りまとめた計画。	17
あ アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるように工夫されたカリキュラム。	17
新たな日常	三密の回避やソーシャルディスタンスの確保、リモートワークの実施など、ウィズコロナ・ポストコロナの時代に求められる生活様式。	2
え 英検 I BAテスト	公益財団法人日本英語検定協会が実施する、英語力の測定と詳細なフィードバックを目的とし、英検の問題を活用した、生徒の英語力を測定できるテスト。	8,20
栄養教諭	食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行う教諭。	9,27
お おのみち『心の元氣』ウィーク	広島県教育委員会が実施する「学校へ行こう」週間(11月1日～7日)において、道徳教育の在り方を研究し、その成果を地域に公開し、学校と保護者と地域が共に社会貢献活動を行うことにより地域の一員である自覚を高めるとともに、道徳的価値について、学校・家庭・地域が共に考え語る場を設ける教育活動。	21,43
お おのみち作業検定	尾道市内の中学校特別支援学級における作業学習の教育内容の充実を図るために、広島県立尾道特別支援学校と共同して実施する「清掃部門」や「接客部門」などの検定。	23
尾道市通学路交通安全プログラム	市担当部署や警察などの関係機関が連携して、計画的・継続的・組織的に通学路の安全点検・安全対策を行い、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るための取組方針。	25
か行		
か 学習支援講師	学習意欲を高め、学習内容の定着を確かなものとするために、原則として少人数授業を行う職員。	18,32
学習指導要領	文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなるもので、小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示したものの。	7,18
か 学力定着実態調査	児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着状況とともに、思考力、表現力などの学力の状況を把握し、全国的な結果と比較・分析することを通して、指導内容や指導方法の改善・充実を図るために、尾道市が実施している学力調査。	19
学校環境適応感の測定(アセス)	児童生徒の学校環境に対する適応状況(生活満足感、教師サポート、友人サポート、向社会的スキル、非侵害的關係、学習的適応)を調査し、学級経営に生かすとともに、個々の児童生徒へのきめ細かい対応の充実を図る取組。	22

	用語	解説	関連頁
か	学校給食衛生管理基準	学校給食の実施に必要な施設や設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理、その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準。	35
	学校司書	小・中学校において、学校図書館の環境整備及び管理の充実を図るとともに、児童生徒の読書意欲の向上及び教科学習への活用を推進する職員。	19
	学校選択制度	住所により定められた指定校以外に、保護者の希望により入学する学校を選択することができる制度。	30
	学校における衛生管理マニュアル	文部科学省が、新型コロナウイルス感染症に対応した、学校の衛生管理に関する具体的な事項についてまとめたマニュアル。	27
	学校・保護者間連絡システム	保護者のスマートフォン等を活用し、学校と保護者が欠席やその他必要な連絡について、双方向にやり取りができるシステム。	32
	課題発見・解決学習	児童生徒が自ら課題を見つけ、課題の解決に向けて探究的な活動をしていく学習。	8
	家庭教育支援チーム	地域の人材の力を生かして、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と学校、地域をつなげることで、家庭教育の充実を手助けする団体（組織）で、現在、県内で7団体（組織）が文部科学省に登録されている。	41
	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に行うこと。	7,17
	感謝・完食運動	毎月19日（19日が休日の場合前日）を「感謝・完食」の日とし、食に対する感謝の気持ちを育てるとともに、残菜ゼロの取組を行い、食べ物を無駄にしないことを目指す取組。	9,27
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。	15,22
	教育支援委員会	障害のある幼児児童生徒の適切な就学、及び就学後の教育的ニーズに対応した教育の実施について相談・助言する組織。	8
	教育支援相談員	障害のある幼児児童生徒の保護者に対して、障害の程度や状態に応じた相談及び関係機関との連携を行い、適切な就学やその後の一貫した支援を行う職員。	23
	協働	市民と市が対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を生かした適切な役割分担の下、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。	1,2,9,10,15,16,17,18,20,30,41,42,43,44
	協働的な学び	子ども同士や多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び。	18
	教務事務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	教員の子どもと向き合う時間を確保し、より専門性を発揮できる環境を整備するため、印刷業務、資料整理、諸費会計業務の補助、集計作業、データ入力及び書類作成の補助等を行う職員。市費により配置する職員を教務事務支援員、県費により配置する職員をスクール・サポート・スタッフという。	9,32

用語		解説	関連頁
く	グローバル	人やモノ（物）、情報が国境を越えて、世界的規模で地球全体に関わるさま。	1,2,5,8,13,15,17,20,22
こ	個別最適な学び	児童生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じた、それぞれに最適な学び。	18
	個別の教育支援計画	平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されている。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成する計画。	23
	個別の指導計画	個別の支援計画をもとに、個々の幼児児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校が作成する計画で、教育課程を具現化し、障害のある幼児児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画。	23
	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、「地域に開かれ、地域と共にある学校づくり」を推進する仕組み。学校運営協議会が設置された学校をコミュニティ・スクールという。	10,30,42,43
さ行			
し	シビックプライド	市民がまち（都市）に対して持つ誇りや愛着のことで、「まちを良くしたい、自分はまちの一員なんだ」という「当事者意識に基づく自負心」のこと。株式会社読売広告社の商標登録。本市においては、「尾道愛」とも表現する。	13,46
	市民満足度調査	地方自治体が実施する施策等に対する住民の満足度を測ることで、住民ニーズを把握し、行政経営の改善・向上につなげるために行う調査。	20,25,32,46
	授業アシスタント	きめ細かな指導の充実を図るために教材づくりにあたり、必要に応じて、授業の補助を行う職員。	18,32
	食育	心身の健康の増進と豊かな人間形成のため、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現するための教育。	9,15,16,27,35,47
	主体的・対話的で深い学び	児童生徒に目指す資質・能力を育むために、授業改善の取組の活性化を目指し、示された3つの視点（「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」）。	7,8,18
	情報活用能力	将来の予測が難しい社会において、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。	15,18
	人生100年時代	100歳まで人生が続くのが当たり前となる時代。	1,2,7,14,16,37
す	スクールサポーター	少年の非行防止・立ち直り支援を目的に、学校において校内巡回等を行い、専門的な知識や経験を生かして教員からの相談を受けたり助言を行ったりするための職員。警察官OB等を活用する。	22,32

用語		解説	関連頁
す	スクールソーシャルワーカー（SSW）	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、暴力行為、いじめ、不登校、児童虐待等の問題に対し、家庭及び児童生徒への直接的な相談活動、関係機関等とのネットワークの構築、教職員への助言など、積極的かつ的確な支援を行う職員。	23,32
	スタートカリキュラム	小学校に入学した児童が、園・所等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。	17
	スマートシティ	都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安全・安心に暮らせるまち。	6
	スマートスクール	本市において、GIGAスクール構想で実現した学校の姿。	15,18
	スポーツ・ツーリズム	スポーツを「する」「観る」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行。旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供を含む。	11,39
せ	是正指導	平成10年5月20日に広島県教育委員会が文部省（現文部科学省）から広島県及び福山市の教育について、教育内容及び学校管理運営において、法令等に照らして逸脱あるいはそのおそれがあるなど不適正な実態があり、是正を図るとともに、文部省へ報告するよう指導を受けたこと。	15,29
	ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。	33
	全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、文部科学省が実施している調査。（対象：小学校6年生、中学校3年生）	8,15,19,20,25
そ	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	11,39,40
	ソーシャルメディア	インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやり取りができる双方向のメディア。	10
た行			
ち	地域学校協働本部	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働しながら、子どもの登下校の見守り、地域伝統行事への参加及びボランティア体験等の様々な活動を行う地域組織。	10,42
	地域コミュニティ	一定の地域を基盤として、そこに暮らす地域住民が構成員となって地域づくり活動や地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体や組織（集団）。	7,34

用語		解説	関連頁
ち	中学校リーダー研修会	市内の生徒会の代表を集め、研修や体験活動を通して、生徒の自主性・主体性を育むとともに、中学校間の交流を図ることによって、尾道市の中学校のリーダーとしての自覚を強め、尾道市の生徒会活動を協働的・発展的なものとする研修会。	1,8,21
て	適応指導教室	市内の不登校児童生徒が、集団での様々な活動を通して、生活や学習等への不安を克服し、人と交わる力を身に付け、学校復帰を目指す教室。	23
	デジタル教科書	新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、紙の教科書と同じ内容をタブレット端末等で表示できるよう電子化した教材。	18
	電子図書館	インターネットにつないだパソコン・スマートフォンを使って貸出・返却を行い、電子書籍を読むことができるインターネット上の図書館。	12,38
と	統合型校務支援システム	成績処理や児童生徒の出欠管理等の教務系や、指導要録等の学籍系等を統合した機能を有し、教職員間の情報共有機能も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般のICT化を図るため、必要となる機能を備えたシステム。	9,32
	登録文化財	国・県・市の指定文化財制度を補完し、届出による緩やかな規制により、文化財を保存・活用するために、国の登録原簿に登録する制度。	46
	特別支援教育支援員	特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対して、食事・排泄・教室移動等の日常生活の介助や学習支援・安全確保等、子どもにとって適切なサポートを行う職員。	8,23,32
	特別支援教育訪問相談員	学校からのニーズに応じて、授業参観、校内研修会、保護者とのケース会議等に係る学校訪問を行い、指導・助言にあたる職員。	23
	ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用することで、床が乾いた状態で作業を行うことができるシステム。床からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、湿度を低く保つことで細菌の増殖を抑えて食中毒の発生要因を少なくすることができる。	35,36
な行			
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を生かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。	12,46
は行			
ひ	(学校施設の)非構造部材	柱・梁・床などの構造体に対し、天井材・外壁・照明器具・放送器具・窓ガラスなどの構造体と区分された部材。	33,39
ほ	放課後子供教室	文部科学省の事業で、開設小学校の子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、放課後等に様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う事業。	9,41,43
	放課後児童クラブ	厚生労働省の事業で、共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。	10,41

用語		解説	関連頁
ま行			
ま	学びのセーフティネット	貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子どもたちの能力と可能性を最大限に高められる教育を実現すること。	15,23
	学びの変革	これからの新しい教育の方向性とその施策を整理した「広島版『学びの変革』アクション・プラン」(平成26年12月広島県教育委員会が策定)に基づき、これまでの知識ベースの学びに加え、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動。	8,15,18
や行			
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども。	23
よ	幼稚園教育要領	文部科学大臣が告示し、幼稚園における教育内容の基準となるもので、幼児期における育てたい資質や能力等が示されたもの。	17
ら行			
り	リカレント教育	社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向け講座に戻り、学び直すことを指し、特に仕事に生かせるスキルや知識を習得することを目的とする。	2,16,37
	立志式	中学2年生の生徒が、自分の未来に夢や希望を持ち、志を立てて、将来を強く逞しく生きようとする意欲と自覚を高めることを目的とする式。	8,22
数字			
1	1/2成人式	20歳の半分の10歳になった小学校4年生を祝い励まし、これからの人生を逞しく生き抜こうとする自覚と意欲を高めることを目的とする式。	8,22
5	5G	5th Generation の略。第5世代移動通信システムの略称で、携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつ。	6
アルファベット			
A	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。	6
	ALT (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher の略。	8,20
D	DX	Digital Transformation の略。デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語。	6
G	GIGA (ギガ) スクール構想	学校において、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもたちを含め、多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する構想。	18

用語		解説	関連頁
I	ICT	Information and Communications Technology の略。情報通信技術。	2,7,8,9,10,15,18,20,22,28,32,37,41,44
	ICT支援員	教員のICT活用を日常的に支援を行う職員で、授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援、メンテナンス、研修支援の業務を行う。	18
	IoT	Internet of Things の略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続し、情報交換する仕組み。	6
N	NPO	Nonprofit Organization の略。非営利団体。ボランティア活動等の社会貢献活動や慈善活動を行う、営利を目的としない団体の総称。	37
P	PDCA	Plan Do Check Action の略。施策等の計画を策定(Plan)、実施(Do)実施結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけその結果を次の計画に活用すること。	3
S	SDGs	Sustainable Development Goals の略。持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成されている国際目標。	13
	SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。	8,42,44